

## 「マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）」が始まります

マイナンバーは、平成 27 年 10 月から通知され、平成 28 年 1 月から税、社会保障、災害対策の分野での利用が始まります。

これにより、当金庫とのお取引におきましても、「マイナンバー制度」に基づき、お客さまよりマイナンバーをいただく場合がございますが、マイナンバーをいただくお取引および利用目的等につきましては、改めてご案内させていただきます。

マイナンバー制度につきましては、内閣官房ホームページ「マイナンバー社会保障・税番号制度」をご参照ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

### 【平成 27 年 10 月から、個人番号・法人番号が届きます】

個人番号は「通知カード」に記載されています。税務関係の手続等で必要になりますので、厳重に保管・管理しましょう。

	通知時期	通知方法	桁数
個人番号	平成 27 年 10 月以降	各市町村からの「通知カード」	12 桁
法人番号		国税庁長官からの書面	13 桁

### 【お取引により、個人番号や法人番号が必要になります】

マイナンバー制度開始により、一定のお取引を行う場合、税務上、金融機関等へ個人番号・法人番号の告知が必要になります。

当金庫では、法令で定められた手続きについてご提示いただきますので、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

また、個人番号をご提供いただく際は、ご本人であることを確認する書類の提示も併せてお願いします。（個人番号は法令で定められた手続き以外に利用することはありません。）

### 【提示が必要なお取引種類と、税務上必要な書類の例】

預金・積金	●非課税貯蓄申告書（個人のお客さま） ●預金の利子および定期積金の給付補てん金に係る支払調書（法人のお客さま）
出資金	●出資金の配当に係る支払調書（10 万円を超える配当金を受け取られる個人のお客さま）
海外送金	●国外送金等調書（100 万円以上の支払い、または受取りをされるお客さま）
公共債	●利子・分配金等に係る支払調書・譲渡の対価に係る支払調書

※個人番号・法人番号が必要となる具体的なお取引については、改めてご案内します。

※上記は平成 27 年 9 月現在の情報に基づき作成しています。